

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

別表区長の項第5号中「部長」の右に「, 室長」を加える。

別表区民部長の項中「区民部長」を「地域力推進室長」に改める。

別表福祉部長の項第7号中「介護給付費等」の右に「及び地域相談支援給付費等」を加え, 「児童デイサービス及び」を削り, 「並びに」を「及び」に改め, 同項第8号中「サービス利用計画作成費」を「計画相談支援給付費, 特例計画相談支援給付費」に, 「, 基準該当療養介護医療費及び補装具費」を「及び基準該当療養介護医療費」に改め, 同項第9号を削り, 同項第10号中「日常生活用具の給付又は貸与,」を削り, 同号を同項第9号とし, 同項第11号を同項第10号とする。

別表副室長及び課長の項中「及び課長」の右に「(総務・防災課長を含む。)」を加え, 同項第1号中「区役所区民部総務課長」を「区役所地域力推進室総務・防災課長」に改める。

別表担当課長の項中「担当課長」の右に「及び室に置く課長」を加える。

別表総務課長の項中 「 総務課長 」 を 「 総務・防災課長 」 に改め, 同項第1号中

「区役所支所区民部総務課長」を「区役所支所地域力推進室総務・防災課長」に改め, 同項第4号中「(行財政局組織・人事担当局長が別に定める者に限る。)」を削り, 「給与等」の右に「(行財政局組織・人事担当局長が別に定めるものに限る。)」を加える。

別表支援課長及び支援保護課長の項第1号中「介護給付費等」の右に「及び地域相談支援給付費等」を加え, 「児童デイサービス及び」を削り, 「並びに」を「及び」に改め, 同項第2号中「支給認定の変更」を「支給認定, 医療受給者証の交付, 支給認定の変更及び取消し並びに支給決定」に改め, 同項中第9号を第11号とし, 第3号から第8号までを2号ずつ繰り下げ, 第2号の次に次の2号を加える。

(3) 法による補装具費の支給決定に関すること。

- (4) 法による地域生活支援事業(日常生活用具の給付又は貸与に関するものに限る。)の実施に関する事。ただし、精神障害者に関するものを除く。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)